東

独申、東商意見
政

東商…図書館…

国立
33.11.
図書

東研資料サ27号

独禁法改正問題に関する現行法、答申、東商意見
政府改正法案要綱比較

昭和33年9月6日

員数外
国立国会
33.11.21
図書館

東京商工会議所

328.335

独禁法改正問題に関する,現行法,答申,東商意見,政府改正法案要綱比較

1 トラスト関係

答申	東商意見	法案要綱（公取）	同（通産省）	現行
（合併、営業の譲受等の制限について） 合併、営業の譲受等に関しては、現行法は、競争を実質的に制限することとなる場合は、すべてこれを禁止しているが、企業規模の拡大が特に合理化のため必要である場合等特定の場合に限って、新たにこれを認めることとする。	一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるトラストも公益上の必要があるものは公正取引委員会の認可をえたときこれを認める。 なお、金融会社の株式保有の制限については認可をえないで法定の保有制限をこえて保有することも認めるが、その場合には制限をこえた株式については議決権を行使しえないものとする。	第1　株式保有に関する報告書の提出 現行第10条第2項の規定を改正して、会社が所有する株式に関する報告書は、総資産が1億円をこえる会社が提出することとなっているのを最近における会社の資本の増加及び事業規模の拡大化等の実情にてらし、総資産が5億円をこえる会社に改めることとする。 第2　役員兼任届出書の提出 現行第13条第3項の規定を改正して、会社の役員又は従業員は、競争会社の役員の地位を兼ねる場合においていずれか一の会社の総資産が1億円をこえるときは、その旨を届け出なければならないこととなっているのを、第1の場合と同様の理由により、これを総資産が5億円をこえるときに改めることとする。 第3　合併等に関する規定 1　第15条の規定を整備するとともに合併によって一定の取引分野における競争が実質的に制限されることとなる場合であっても、当該合併が左の各号に掲げる要件に適合する場合には排除措置を命じてはならない旨の例外規定を置くものとする。 (1)　当該合併により生産規模を拡大することが生産技術又は生産方式の改善その他生産過程における合理化を遂行するため特に必要があって、他の方法によってはこれを達成することが困難である場合 (2)　当該合併により一般消費者及び関連中小企業者その他の関連事業者の利益を不当に害するおそれがない場合 2　合併が前項各号の要件に適合するものであるときは	第1　株式保有に関する届出義務の範囲を総資産1億円以上の会社から総資産5億円以上の会社に引上げることとする。 第2　役員兼任の制限 競争会社の役員兼任に関する届出義務の範囲を、総資産1億円以上の会社から総資産5億円以上の会社に引上げることとする。 第3　合併の制限 1　国内の会社は主務官庁に届け出た後、一定期間を経過するまでは合併してはならないこと、及び主務官庁は、当該合併によって一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合又は当該合併が不公正な取引方法によるものである場合には一定期間内に限り当該合併の差止その他必要な排除措置を命ずるため審判開始決定をし、又は勧告することができることを明らかにする。 2　国内の会社が、合併によって一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合であっても、当該合併により企業規模を拡大することが生産技術又は生産方式の改善その他生産過程における合理化を遂行するため特に必要であり、他の方法によってはこれを達成することが困難であり、かつ当該合併により一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがない場合には、主務官庁は前項の排除措置	第9條（特殊会社の禁止）……（略） 第10條（会社の株式保有の制限）① 会社は国内の会社取引分野における競争を実質的に制限することとならず、及び不公正な取引方法により国内の会社の株 ② 金融業（銀行業、相互銀行業、信託業、保険業、営む国内の会社であって、その総資産（最終の貸借対億円をこえるもの又は金融業以外の事業を営む外国有価証券信託において自己を受益者とし、自己が議規則の定めるところにより毎事業年度終了の日現在る報告書を二箇月以内に公正取引委員会に提出しなけ 第11条（金融会社の株式保有の制限）① 金融業を営総数の100分の10をこえて所有することとなる場合但し、公正取引委員会規則の定めるところにより の各号の一に該当する場合は、この限りでない。 1. 担保権の行使又は代物弁済の受領により株式を 2. 証券業を営む会社が業務として株式を取得し、 3. 委託者を受益者とする有価証券信託の引受によ者が議決権を行使する場合に限る。 ②……（略） ③……（略） 第12条（会社の社債保有の制限）……削除（昭24 法 第13条（役員兼任の制限）①……（略） ②……（略） ③ 会社の役員又は従業員は、その会社と国内におい場合において、これらの会社のうち、いずれか一の員会規則の定めるところにより、その役員の地位を正取引委員会に届け出なければならない。

法改正問題に関する,現行法,答申,東商意見,政府改正法案要綱比較

昭和33・9・6

綱（公取）	同（通産省）	現行法
る報告書の提出 規定を改正して、会社が所有する は、総資産が1億円をこえる会社 っているのを最近における会社の 規模の拡大化等の実情にてらし、 える会社に改めることとする。 の提出 規定を改正して、会社の役員又は の役員の地位を兼ねる場合におい の総資産が1億円をこえるときは、 ればならないこととなっているの の理由により、これを総資産が5 改めることとする。 規定 制するとともに合併によって一定 競争が実質的に制限されることと 当該合併が左の各号に掲げる要件に適 合してはならない旨の例外規定を置くものとする 生産規模を拡大することが生産技 善その他生産過程における合理化 必要があって、他の方法によって とが困難である場合 一般消費者及び関連中小企業者そ 利益を不当に害するおそれがない 要件に適合するものであるときは	才1　株式保有に関する届出義務の範囲を総資産1億円以上の会社から総資産5億円以上の会社に引上げることとする。 才2　役員兼任の制限 競争会社の役員兼任に関する届出義務の範囲を、総資産1億円以上の会社から総資産5億円以上の会社に引上げることとする。 才3　合併の制限 1　国内の会社は主務官庁に届け出た後、一定期間を経過するまでは合併してはならないこと、及び主務官庁は、当該合併によって一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合又は当該合併が不公正な取引方法によるものである場合には一定期間内に限り当該合併の差止その他必要な排除措置を命ずるため審判開始決定をし、又は勧告することができることを明らかにする。 2　国内の会社が、合併によって一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合であっても、当該合併により企業規模を拡大することが生産技術又は生産方式の改善その他生産過程における合理化を遂行するため特に必要であり、他の方法によってはこれを達成することが困難であり、かつ当該合併により一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがない場合には、主務官庁は前項の排除措置	才9條（特殊会社の禁止）……（略） 才10條（会社の株式保有の制限）① 会社は国内の会社の株式を取得し又は所有することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該株式を取得し、又は所有してはならず、及び不公正な取引方法により国内の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。 ② 金融業（銀行業、相互銀行業、信託業、保険業、無尽業又は証券業をいう。以下同じ。）以外の事業を営む国内の会社であって、その総資産（最終の貸借対照表により資産の合計金額をいう。以下同じ。）が1億円をこえるもの又は金融業以外の事業を営む外国会社は、国内の会社の株式を所有する場合（株式の有価証券信託において自己を受益者とし、自己が議決権を行使する場合を含む）には、公正取引委員会規則の定めるところにより毎事業年度終了の日現在においてその所有し又は信託をしている株式に関する報告書を二箇月以内に公正取引委員会に提出しなければならない。 才11条（金融会社の株式保有の制限）① 金融業を営む会社は、国内の会社の株式をその発行済の株式の総数の100分の10をこえて所有することとなる場合には、その株式を取得し、又は所有してはならない。但し、公正取引委員会規則の定めるところによりあらかじめ公正取引委員会の認可を受けた場合及び左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。 1. 担保権の行使又は代物弁済の受領により株式を取得し、又は所有する場合 2. 証券業を営む会社が業務として株式を取得し、又は所有する場合 3. 委託者を受益者とする有価証券信託の引受によって株式を取得し、又は所有する場合。但し、委託者が議決権を行使する場合に限る。 ②……（略） ③……（略） 才12条（会社の社債保有の制限）……削除（昭24　法214） 才13条（役員兼任の制限）①……（略） ②……（略） ③ 会社の役員又は従業員は、その会社と国内において競争関係にある国内の会社の役員の地位を兼ねる場合において、これらの会社のうち、いずれかーの会社の総資産が1億円をこえるときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、その役員の地位を兼ねることとなった日から30日以内にその旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

合理化のため必要である場合等特定の場合に限って、新たにこれを認めることとする。

社の株式保有の制限については認可をえないで法定の保有制限をこえて保有することも認めるが、その場合には制限をこえた株式については議決権を行使しえないものとする。

を第1の場合と同様の理由により、これを総資産が5億円をこえるときに改めることとする。

第3　合併等に関する規定

1　第15条の規定を整備するとともに合併によって一定の取引分野における競争が実質的に制限されることとなる場合であっても、当該合併が左の各号に掲げる要件に適合する場合には排除措置を命じてはならない旨の例外規定を置くものとする。

(1)　当該合併により生産規模を拡大することが生産技術又は生産方式の改善その他生産過程における合理化を遂行するため特に必要があって、他の方法によってはこれを達成することが困難である場合

(2)　当該合併により一般消費者及び関連中小企業者その他の関連事業者の利益を不当に害するおそれがない場合

2　合併が前項各号の要件に適合するものであるときは、その旨及び合併後実施すべき合理化計画の基本的事項を会社に対して通知し、正当な理由がないのに、前項の通知に係る合理化計画の基本的事項を実施しなかったときは、会社に対し、営業の一部の譲渡その他一定の取引分野における競争を実質的に制限している状態を排除するため必要な措置を命ずることができるものとする。

分野における競争を実質的に制限することとなる場合又は当該合併が不公正な取引方法によるものである場合には一定期間内に限り当該合併の差止その他必要な排除措置を命ずるため審判開始決定をし、又は勧告することができることを明らかにする。

2　国内の会社が、合併によって一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合であっても、当該合併により企業規模を拡大することが生産技術又は生産方式の改善その他生産過程における合理化を遂行するため特に必要であり、他の方法によってはこれを達成することが困難であり、かつ当該合併により一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがない場合には、主務官庁は前項の排除措置を命じてはならないものとする。

3　前項の合併をした会社が正当な理由がないのに、当該合併により行おうとした生産過程における合理化の基本的事項を実施しなかったときは、当該会社に対し一定の取引分野における競争を実質的に制限している状態を排除するために必要な措置を命じ得ることとする。

総数の100分の10をこえて所有することとなる場合に
但し、公正取引委員会規則の定めるところによりあら
の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

1. 担保权の行使又は代物弁済の受領により株式を取
2. 証券業を営む会社が業務として株式を取得し、又
3. 委託者を受益者とする有価証券信託の引受によっ
者が議決权を行使する場合に限る。

② ……（略）
③ ……（略）

第12条（会社の社債保有の制限）……削除（昭24　法2

第13条（役員兼任の制限）①……（略）
②……（略）
③ 会社の役員又は従業員は、その会社と国内において
場合において、これらの会社のうち、いずれか一の会
員会規則の定めるところにより、その役員の地位を兼
正取引委員会に届け出なければならない。

第14条

第15条（合併の制限）① 国内の会社は左の各号の一に
1. 当該合併によって一定の取引分野における競争を
2. 当該合併が不公正な取引方法によるものである場
② 国内の会社は合併しようとする場合には公正取引委員
委員会に届け出なければならない。
③ 前項の場合において国内の会社は届出受理の日から
但し、公正取引委員会は、その必要があると認める場
を得て更に60日をこえない期間を限り当該期間を延
④ 公正取引委員会は第17条の2の規定により当該合併
をし、又は勧告する場合には、前項本文に規定する
若しくは延長された期間内にこれをしなければならな
の記載があった場合には、この限りでない。

の理由により、これを総資産が5
改めることとする。
規定
有するとともに合併によって一定
競争が実質的に制限されることと
当該合併が左の各号に掲げる要件に適
合してはならない旨の例外規定を置くものとする
生産規模を拡大することが生産技
術その他生産過程における合理化
必要があって、他の方法によって
とが困難である場合
一般消費者及び関連中小企業者そ
の利益を不当に害するおそれがない

要件に適合するものであるときは、
施すべき合理化計画の基本的事項
し、正当な理由がないのに、前項
計画の基本的事項を実施しなか
し、営業の一部の譲渡その他一定
競争を実質的に制限している状態
な措置を命ずることができるもの

分野における競争を実質的に制限することとなる場合又は当該合併が不公正な取引方法によるものである場合には一定期間内に限り当該合併の差止その他必要な排除措置を命ずるため審判開始決定をし、又は勧告することができることを明らかにする。

2. 国内の会社が、合併によって一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合であっても、当該合併により企業規模を拡大することが生産技術又は生産方式の改善その他生産過程における合理化を遂行するため特に必要であり、他の方法によってはこれを達成することが困難であり、かつ当該合併により一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがない場合には、主務官庁は前項の排除措置を命じてはならないものとする。

3. 前項の合併をした会社が正当な理由がないのに、当該合併により行おうとした生産過程における合理化の基本的事項を実施しなかったときは、当該会社に対し一定の取引分野における競争を実質的に制限している状態を排除するために必要な措置を命じ得ることとする。

総数の100分の10をこえて所有することとなる場合には、その株式を取得し、又は所有してはならない。但し、公正取引委員会規則の定めるところによりあらかじめ公正取引委員会の認可を受けた場合及び左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

1. 担保権の行使又は代物弁済の受領により株式を取得し、又は所有する場合
2. 証券業を営む会社が業務として株式を取得し、又は所有する場合
3. 委託者を受益者とする有価証券信託の引受によって株式を取得し、又は所有する場合。但し、委託者が議決権を行使する場合に限る。

② ……（略）
③ ……（略）
第12条（会社の社債保有の制限）……削除（昭24 法214）
第13条（役員兼任の制限）① ……（略）
② ……（略）
③ 会社の役員又は従業員は、その会社と国内において競争関係にある国内の会社の役員の地位を兼ねる場合において、これらの会社のうち、いずれかーの会社の総資産が1億円をこえるときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、その役員の地位を兼ねることとなった日から30日以内にその旨を公正取引委員会に届け出なければならない。
第14条
第15条（合併の制限）① 国内の会社は左の各号の一に該当する場合には、合併をしてはならない。

1. 当該合併によって一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合
2. 当該合併が不公正な取引方法によるものである場合

② 国内の会社は合併しようとする場合には公正取引委員会規則の定めるところによりあらかじめ公正取引委員会に届け出なければならない。
③ 前項の場合において国内の会社は届出受理の日から30日を経過するまでは、合併をしてはならない。但し、公正取引委員会は、その必要があると認める場合には、当該期間を短縮し、又は当該会社の同意を得て更に60日をこえない期間を限り当該期間を延長することができる。
④ 公正取引委員会は第77条の2の規定により当該合併に関し必要な措置を命ずるために、審判開始決定をし、又は勧告する場合には、前項本文に規定する30日の期間又は同項但書の規定により短縮され、若しくは延長された期間内にこれをしなければならない。但し、第2項の届出に重要な事項につき虚偽の記載があった場合には、この限りでない。

2. 不公正な取引方法及び公正取引規約

答申	東商意見	法案要綱（公取）	法案要綱（通産省）	現行
(1) カルテル、トラスト規定を緩和する反面、カルテル及び経済的に優越した地位にある者がその支配力を乱用し、特に弱小業者に不当な影響を及ぼすことを防止するとともに、併せて過当競争による弊害を除去するため、不公正な取引方法に関する規定を整備強化して内容を明確にし、その厳正なる運用を容易ならしめるものとする。 (2) 右の外過当競争による取引秩序の混乱を防止し、更に進んで好ましい取引慣行の確立を図るため、事業者が自主的に過剰サービス等不当競争の自粛、商取引条件の適正化その他公正競争促進のために必要な規約を設定しうる途を開くものとする。	4. 公正取引秩序確立（不公正な取引方法を防止することを目的とするもの）のためのカルテル （法定の要件に合致する限り当然に公益上必要あるものとして認可を要しないものとし、影響軽微のものを除くほかすべて公正取引委員会に届出るものとする） 3 カルテルおよびトラストに関する規定を以上のように緩和する反面、中小企業者等の利益を保護する見地から不公正な取引方法の内容を明確にして、その厳正な運用を容易にする。	公正取引規約 1. 事業者又は事業者団体は、自己の属する事業分野における不公正な取引方法を防止し、又は健全で合理的な取引慣行を確立するため、不公正な取引方法の禁止を内容とする協定又は特定の取引条件若しくは営業方法の規制を内容とする協定（以下「公正取引規約」という。）を締結し、これが本法に違反しないことについての認定を受けることができるものとする。 2. 認定を受けた公正取引規約が、経済事情の変化等により、本法に違反することとなったときは、その変更又は廃止を命ずるものとし、これに従わないときはその認定を取り消すものとする。 不公正な取引方法 1. 不公正な取引方法について、その排除措置に関する規定を整備して、当該行為の差止その他当該行為を排除するため必要な措置を命ずることができるよう改めること。 2. 第24条の規定を整備して、同条但書中、組合が自から不公正な取引方法を用いる場合のほか、組合員に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにする場合を追加することとする。	不公正な取引方法 不公正な取引方法の規制の整備と強化を図るため排除措置の範囲等について所要の改正を行う。 公正取引規約 1. 事業者が特定の取引分野における不公正な取引方法を排除し、又は健全で、合理的な取引慣行を確立するため自主的に特定の取引条件、営業方法等の規制を内容とする公正取引規約を設定することができることとする。 2. 主務官庁の認定を受けた公正取引規約に基いてする正当な行為については、本法の適用を除外するものとする	第19条（不公正な取引方法の禁止） 事業者は不公正な取引方法を用いて 第20条（不公正な取引方法の差止） 前条の規定に違反する行為があると手続に従い、当該行為の差止を命ずることができる。 第2条 （定義） ⑦ この法律において不公正な取引方法とは、左の各号の一に該当する公正取引委員会が指定するものをいう。 1. 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。 2. 不当な対価をもって取引すること。 3. 不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引又は強制する 4. 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもって取引すること。 5. 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。 6. 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、そ為をするように、不当に誘引し、そそのかし、若しくは強制 （不公正な取引方法） （昭28. 9. 1. 公取委告11） 1. ある事業者から不当に物資、資金その他の経済上の利益の供給を受はある事業者に対し不当に物資、資金その他の経済上の利益を供給せ 2. ある事業者に対し、正当な理由がないのに取引の条件または実施に利な取扱をすること。 3. 共同行為もしくは事業者団体から特定の事業者を排斥し、または共事業者を不当に差別的に取扱うことにより、その事業者の事業活動に 4. 正当な理由がないのに、地域または相手方により差別的な対価をもまたは供給を受けること。 5. 不当に低い対価をもって物資、資金その他の経済上の利益を供給しの他の経済上の利益の供給を受けること。 6. 正常な商慣習に照らして不当な利益又は不利益をもって、直接または し、または強制すること。 7. 相手方が正当な理由がないのに、自己の競争者に物資、資金その他方が正当な理由がないのに、自己の競争者から物資、資金その他の経

案　要　綱　（公　取）	法案要綱（通産省）	現　　行　　法
規約 者又は事業者団体は、自己の属する事業 おける不公正な取引方法を防止し、又は 合理的な取引慣行を確立するため、不公 引方法の禁止を内容とする協定又は特定 条件若しくは営業方法の規制を内容とす （以下「公正取引規約」という。）を締結 れが本法に違反しないことについての認 けることができるものとする。 を受けた公正取引規約が、経済事情の変 より、本法に違反することとなったとき の変更又は廃止を命ずるものとし、これ ないときはその認定を取り消すものとす 取引方法 正な取引方法について、その排除措置に 規定を整備して、当該行為の差止その他 為を排除するため必要な措置を命ずるこ ざるよう改めること。 4条の規定を整備して、同条但書中、組 から不公正な取引方法を用いる場合のほ 合員に不公正な取引方法に該当する行為 るようにする場合を追加することとする。	不公正な取引方法 不公正な取引方法の規制の整備と強化を図るため排除措置の範囲等について所要の改正を行う。 公正取引規約 1、事業者が特定の取引分野における不公正な取引方法を排除し、又は健全で、合理的な取引慣行を確立するため自主的に特定の取引条件、営業方法等の規制を内容とする公正取引規約を設定することができることとする。 2、主務官庁の認定を受けた公正取引規約に基いてする正当な行為については、本法の適用を除外するものとする	第19条（不公正な取引方法の禁止）　事業者は不公正な取引方法を用いてはならない。 第20条（不公正な取引方法の差止）　前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第8章第2節に規定する手続に従い、当該行為の差止を命ずることができる。 第2条　（定義） ⑦　この法律において不公正な取引方法とは、左の各号の一に該当する行為であって、公正な競争を阻害するもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。 1.　不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。 2.　不当な対価をもって取引すること。 3.　不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し又は強制すること。 4.　相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもって取引すること。 5.　自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。 6.　自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、そそのかし、若しくは強制すること。 （不公正な取引方法）　（昭28.9.1.公取委告11） 1.　ある事業者から不当に物資、資金その他の経済上の利益の供給を受けず、もしくは供給を受けることを制限し、または ある事業者に対し不当に物資、資金その他の経済上の利益を供給せず、もしくはその供給を制限すること。 2.　ある事業者に対し、正当な理由がないのに取引の条件または実施について、著しく有利な取扱をし、または著しく不利な取扱をすること。 3.　共同行為もしくは事業者団体から特定の事業者を排斥し、または共同行為もしくは事業者団体の内部において特定の事業者を不当に差別的に取扱うことにより、その事業者の事業活動に著しく不利益を与えること。 4.　正当な理由がないのに、地域または相手方により差別的な対価をもって、物資、資金その他の経済上の利益を供給し、または供給を受けること。 5.　不当に低い対価をもって物資、資金その他の経済上の利益を供給し、または不当に高い対価をもって、物資、資金その他の経済上の利益の供給を受けること。 6.　正常な商慣習に照して不当な利益又は不利益をもって、直接または間接に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、または強制すること。 7.　相手方が正当な理由がないのに、自己の競争者に物資、資金その他の経済上の利益を供給しないこと、または、相手方が正当な理由がないのに、自己の競争者から物資、資金その他の経済上の利益を受けないことを条件として、当該相

規定を整備強化して内容を明確にし、その厳正なる運用を容易ならしめるものとする。

(2) 右の外過当競争による取引秩序の混乱を防止し、更に進んで好ましい取引慣行の確立を図るため、事業者が自主的に過剰サービス等不当競争の自粛商取引条件の適正化その他公正競争促進のために必要な規約を設定しうる途を開くものとする。

影響軽微のものを除くほかすべて公正取引委員会に届出るものとする)

3 カルテルおよびトラストに関する規定を以上のように緩和する反面、中小企業者等の利益を保護する見地から不公正な取引方法の内容を明確にして、その厳正な運用を容易にする。

は、その変更又は廃止を命ずるものとし、これに従わないときはその認定を取り消すものとする。

不公正な取引方法

1. 不公正な取引方法について、その排除措置に関する規定を整備して、当該行為の差止その他当該行為を排除するため必要な措置を命ずることができるよう改めること。

2. 第24条の規定を整備して、同条但書中、組合が自から不公正な取引方法を用いる場合のほか、組合員に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにする場合を追加することとする。

自主的に特定の取引条件、営業方法等の規制を内容とする公正取引規約を設定することができることとする。

2. 主務官庁の認定を受けた公正取引規約に基いてする正当な行為については、本法の適用を除外するものとする

(不公正な取引方法) (昭28.9.1.公取委告11)

1. ある事業者から不当に物資、資金その他の経済上の利益の供給を受けはある事業者に対し不当に物資、資金その他の経済上の利益を供給せ

2. ある事業者に対し、正当な理由がないのに取引の条件または実施に利な取扱をすること。

3. 共同行為もしくは事業者団体から特定の事業者を排斥し、または共事業者を不当に差別的に取扱うことにより、その事業者の事業活動に

4. 正当な理由がないのに、地域または相手方により差別的な対価をもまたは供給を受けること。

5. 不当に低い対価をもって物資、資金その他の経済上の利益を供給しの他の経済上の利益の供給を受けること。

6. 正常な商慣習に照らして不当な利益又は不利益をもって、直接またはし、または強制すること。

7. 相手方が正当な理由がないのに、自己の競争者に物資、資金その他方が正当な理由がないのに、自己の競争者から物資、資金その他の経手方と取引すること。

8. 正当な理由がないのに相手方とこれに物資、資金その他の経済上のれから物資、資金その他の経済上の利益の供給を受ける者との取引をつけて、当該相手方と取引すること。

9. 正当な理由がないのに、相手方である会社の役員(独禁法第2条第らかじめ自己の指示に従い、または自己の承認を受くべき旨の条件を

10. 自己の取引上の地位が相手方に対して優越していることを利用して条件で取引すること。

11. 自己または自己が株主もしくは役員である会社と国内において競争の取引について、契約の成立を阻止し、契約の不履行を誘引しその他を不当に妨害すること。

12. 自己または自己が株主もしくは役員である会社と国内において競争叔の行使、株式の譲渡、秘密の漏えい、その他いかなる方法をもって行為をするように、不当に誘引し、そそのかし、または強制すること

の変更又は廃止を命ずるものとし、これ
ないときはその認定を取り消すものとす

取引方法

正な取引方法について、その排除措置に
規定を整備して、当該行為の差止その他
為を排除するため必要な措置を命ずるこ
るよう改めること。
条の規定を整備して、同条但書中、組
から不公正な取引方法を用いる場合のほ
合員に不公正な取引方法に該当する行為
るようにする場合を追加することとする。

自主的に特定の取引条件、営業方法等の規制を内容とする公正取引規約を設定することができることとする。

2. 主務官庁の認定を受けた公正取引規約に基いてする正当な行為については、本法の適用を除外するものとする

（不公正な取引方法）（昭28.9.1.公取委告11）

1. ある事業者から不当に物資、資金その他の経済上の利益の供給を受けず、もしくは供給を受けることを制限し、またはある事業者に対し不当に物資、資金その他の経済上の利益を供給せず、もしくはその供給を制限すること。
2. ある事業者に対し、正当な理由がないのに取引の条件または実施について、著しく有利な取扱をし、または著しく不利な取扱をすること。
3. 共同行為もしくは事業者団体から特定の事業者を排斥し、または共同行為もしくは事業者団体の内部において特定の事業者を不当に差別的に取扱うことにより、その事業者の事業活動に著しく不利益を与えること。
4. 正当な理由がないのに、地域または相手方により差別的な対価をもって、物資、資金その他の経済上の利益を供給し、または供給を受けること。
5. 不当に低い対価をもって物資、資金その他の経済上の利益を供給し、または不当に高い対価をもって、物資、資金その他の経済上の利益の供給を受けること。
6. 正常な商慣習に照して不当な利益又は不利益をもって、直接または間接に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、または強制すること。
7. 相手方が正当な理由がないのに、自己の競争者に物資、資金その他の経済上の利益を供給しないこと、または、相手方が正当な理由がないのに、自己の競争者から物資、資金その他の経済上の利益を受けないことを条件として、当該相手方と取引すること。
8. 正当な理由がないのに相手方とこれに物資、資金その他の経済上の利益を供給する者との取引、もしくは相手方とこれから物資、資金その他の経済上の利益の供給を受ける者との取引または相手方とその競争者との関係を拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。
9. 正当な理由がないのに、相手方である会社の役員（独禁法第2条第3条の役員をいう。以下同じ。）の選任についてあらかじめ自己の指示に従い、または自己の承認を受くべき旨の条件をつけて、当該相手方と取引すること。
10. 自己の取引上の地位が相手方に対して優越していることを利用して、正常な商慣行に照して相手方に不当に不利益な条件で取引すること。
11. 自己または自己が株主もしくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との間の取引について、契約の成立を阻止し、契約の不履行を誘引しその他いかなる方法をもってするかを問わず、その取引を不当に妨害すること。
12. 自己または自己が株主もしくは役員である会社と国内において競争関係にある会社の株主もしくは役員に対し、株主権の行使、株式の譲渡、秘密の漏えい、その他いかなる方法をもってするかを問わず、その会社の不利益となるような行為をするように、不当に誘引し、そそのかし、または強制すること。

現

① この法律の規定は
の商品を生産する事業
認可を受けてする共同
用しない。但し不公正
この限りでない。
の価格がその平均生産

3. 不況カルテル

答申	東商	法案要綱（公取）	同（通産省）	現行
現行法に規定する要件は、厳格に過ぎ、また審査に多くの時日を要し、不況対策としての実効を期し難いうらみがあるから、不況要件を緩和し不況のおそれある場合にも共同行為を認めうることとし、その弊害のない場合には、事前	現行法の要件を緩和し、不況予防のためのカルテルをも認める趣旨で、現行法の「当該商品の価格がその平均生産費を下り」を「当該商品の価格がその平均生産費を下るおそれがあり」と改めるとともに、（投資調整、過剰設備予防のための共同行為をも認める。さらに）構造的不況カルテルをも包含する趣旨を明らかにする。 （備考）上記不況カルテルは法定の要件に合致する限り当然に公益上必要あるものとして認可を要しないものとし、影響軽微のものを除くほかすべて公正取引委員会に届出るもの	1. 第24条の3に規定する不況事態に関する規定を改め、当該商品の需給が著しく均衡を失したため、当該商品の価格が著しく低落し、当該事業者の相当部分について当該商品の生産に係る事業の遂行が著しく困難となり、又はなるに至るおそれがある場合に、かかる事態克服のための共同行為を行いうることとする。 2. 生産業者の共同行為の態様については、現行法の限定列挙を改めて、制限的例示主義を採用することとする。但し、対価の決定、独占的買取機関又は独占的販路協定を内容とする共同行為は、技術的理由により数量を制限することが著しく困難な場合、又は数量の制限に係る共同行為のみをもってしては、事態を克服することが著しく困難なときにおいて、当該共同行為とともにする場合に限るものとする。 3. 販売業者が生産業者による共同行為のみをもってしては事態を克服することが困難な場合において、生産業者の共同行為の目的を補完するため、必要な共同行為をしようとするときは、新たに認可制により、これを認めることとする。 4. 共同行為を認容する手続は、現行法の認可制を原則とするが、手続の迅速を期するため、その共同行為の内容が、生産数量、販売数量又は設備の制限に係るものであり、且つ、その期間が3月をこえないものについては、これを20日の期限付	1. 生産業者は、特定の商品の需給が著しく均衡を失したため、当該商品の価格が著しく低落し、当該事業者の相当部分について当該商品の生産に係る事業の遂行が著しく困難となり、又はなるおそれがある場合には主務官庁の認可を受けてかかる事態を克服するため必要な共同行為（その内容については限定はしない）をすることができることとする。 この場合において、価格協定、一定買取機関の設置等特定の共同行為については、他の共同行為をもってしては事態を克服することは困難であるときに限りすることができることとする。 2. 販売業者についても、生産業者が共同行為を行っている場合においてその共同行為をもってしては前項に規定する事態を克服することが困難である場合には、主務大臣の認可を受けて、かかる事態を克服するため必要な共同行為をすることができることとする。 3. 主務官庁は、前2項に規定する共同行為のうち、その内容が当該商品	第24条の3 ① この法律の規定は、特定の商品の需給が著しく均衡を において、その商品を生産する事業者又はその事業者を構成員とする事 又は第3項の認可を受けてする共同行為（事業者団体がその構成員に共 は、これを適用しない。但し不公正な取引方法を用いるとき、又は事業 にするときはこの限りでない。 1. 当該商品の価格がその平均生産費を下り、且つ当該事業者の相当部 と。 2. 企業の合理化によっては、前号に掲げる事態を克服することが困難 ② 生産業者は、前項に規定する場合において、同項に規定する事態を克 係る共同行為（設備の更新又は改良を妨げるものを除く。）をしようと より、あらかじめ、公正取引委員会の認可を受けることができる。 ③ 生産業者等は第1項に規定する場合であって、技術的理由により当該 く困難である場合において、対価の決定に係る共同行為をしようとす あらかじめ、公正取引委員会の認可を受けることができる。 前項の認可を受けて共同行為をした後において、同項に規定する事態 前項に規定する共同行為とともに対価の決定に係る共同行為をしよう ④ 公正取引委員会は、申請に係る共同行為が前二項に規定する要件に でなければ、前2項の認可をしてはならない。 1. 第1項に規定する事態を克服するため必要な程度をこえていない 2. 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこ 3. 不当に差別的でないこと。 4. その共同行為に参加し、又はその共同行為から脱退することを不 ⑤ 公正取引委員会は、第2項若しくは第3項の認可の申請があった場 は第2項若しくは第3項に掲げる認可について、第66条第1項の規 を附してその旨を公表しなければならない。 ⑥ 第2項又は第3項の認可を受けて共同行為をする生産業者等は、当

綱（公取）	局（通産省）	現行法
三する不況事態に関する規定 需給が著しく均衡を失したた が著しく低落し、当該事業者 当該商品の生産に係る事業の たり、又はなるに至るおそれ る事態克服のための共同行為 。 の態様については、現行法 制限的例示主義を採用する 価の決定、独占的買取機関 内容とする共同行為は、技 制限することが著しく困難 限に係る共同行為のみをも 克服することが著しく困難な 共同行為とともにする場合に限 による共同行為のみをもっ することが困難な場合におい 為の目的を補完するため、 うとするときは、新たに認 めることとする。 る手続は、現行法の認可制を 迅速を期するため、その共 産数量、販売数量又は設備の 、且つ、その期間が3月を は、これを20日の期限付	1. 生産業者は、特定の商品の需給が著しく均衡を失したため、当該商品の価格が著しく低落し、当該事業者の相当部分について当該商品の生産に係る事業の遂行が著しく困難となり、又はなるおそれがある場合には主務官庁の認可を受けてかかる事態を克服するため必要な共同行為（その内容については限定はしない）をすることができることとする。 この場合において、価格協定、一定買取機関の設置等特定の共同行為については、他の共同行為をもってしては事態を克服することは困難であるときに限りすることができることとする。 2. 販売業者についても、生産業者が共同行為を行っている場合においてその共同行為をもってしては前項に規定する事態を克服することが困難である場合には、主務大臣の認可を受けて、かかる事態を克服するため必要な共同行為をすることができることとする。 3. 主務官庁は、前2項に規定する共同行為のうち、その内容が当該商品	第24条の3 ① この法律の規定は、特定の商品の需給が著しく均衡を失したため、左の各号に該当する事態が生じた場合において、その商品を生産する事業者又はその事業者を構成員とする事業者団体（以下「生産業者等」という。）が、次項又は第3項の認可を受けてする共同行為（事業者団体がその構成員に共同行為をさせる行為を含む。以下同じ。）については、これを適用しない。但し、不公正な取引方法を用いるとき、又は事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにするときはこの限りでない。 1. 当該商品の価格がその平均生産費を下り、且つ、当該事業者の相当部分の事業の継続が困難となるに至るおそれがあること。 2. 企業の合理化によっては、前号に掲げる事態を克服することが困難であること。 ② 生産業者は、前項に規定する場合において、同項に規定する事態を克服するため、生産数量、販売数量又は設備の制限に係る共同行為（設備の更新又は改良を妨げるものを除く。）をしようとするときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、あらかじめ、公正取引委員会の認可を受けることができる。 ③ 生産業者等は第1項に規定する場合であって、技術的理由により当該事業に係る商品の生産数量を制限することが、著しく困難である場合において、対価の決定に係る共同行為をしようとするときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、あらかじめ、公正取引委員会の認可を受けることができる。 前項の認可を受けて共同行為をした後において、同項に規定する事態を克服することが著しく困難である場合において、前項に規定する共同行為とともに対価の決定に係る共同行為をしようとするときも、同様とする。 ④ 公正取引委員会は、申請に係る共同行為が前二項に規定する要件に適合し、且つその共同行為が左の各号に該当する場合でなければ、前2項の認可をしてはならない。 1. 第1項に規定する事態を克服するため必要な程度をこえていないこと。 2. 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。 3. 不当に差別的でないこと。 4. その共同行為に参加し、又はその共同行為から脱退することを不当に制限しないこと。 ⑤ 公正取引委員会は、第2項若しくは第3項の認可の申請があった場合において、当該申請を認可し、若しくは却下し、又は第2項若しくは第3項に掲げる認可について、第66条第1項の規定による処分をしたときは、遅滞なく当該処分の理由を附してその旨を公表しなければならない。 ⑥ 第2項又は第3項の認可を受けて共同行為をする生産業者等は、当該共同行為を廃止したときは、遅滞なく、その旨を公

し難いうらみがあるから、不況要件を緩和し不況のおそれある場合にも共同行為を認めうることとし、その弊害のない場合には、事前届出制をも認めうることとする。	利設備予防のための共同行為をも認める。さらに）構造的不況カルテルをも包含する趣旨を明らかにする。 （備考）上記不況カルテルは法定の要件に合致する限り当然に公益上必要あるものとして認可を要しないものとし、影響軽微のものを除くほかすべて公正取引委員会に届出るものとする。	術的理由により数量を制限することが著しく困難な場合、又は数量の制限に係る共同行為のみをもってしては、事態を克服することが著しく困難なときにおいて、当該共同行為とともにする場合に限るものとする。 3. 販売業者が生産業者による共同行為のみをもってしては事態を克服することが困難な場合において、生産業者の共同行為の目的を補完するため、必要な共同行為をしようとするときは、新たに認可制により、これを認めることとする。 4. 共同行為を認容する手続は、現行法の認可制を原則とするが、手続の迅速を期するため、その共同行為の内容が、生産数量、販売数量又は設備の制限に係るものであり、且つ、その期間が3月をこえないものについては、これを20日の期限付認可制によって認めることとする。	買取機関の設置等特定の共同行為については、他の共同行為をもってしては事態を克服することは困難であるときに限りすることができることとする。 2. 販売業者についても、生産業者が共同行為を行っている場合においてその共同行為をもってしては前項に規定する事態を克服することが困難である場合には、主務大臣の認可を受けて、かかる事態を克服するため必要な共同行為をすることができることとする。 3. 主務官庁は、前2項に規定する共同行為のうち、その内容が当該商品の生産もしくは出荷の数量又は当該商品を生産する設備を制限するものであり、かつその期間が3月を超えないものについては、20日以内に認可又は不認可の処分をしなければならないこととする。	③ 生産業者等は第1項に規定する場合であって、技術的理由により当該く困難である場合において、対価の決定に係る共同行為をしようとするあらかじめ、公正取引委員会の認可を受けることができる。 前項の認可を受けて共同行為をした後において、同項に規定する事態前項に規定する共同行為とともに対価の決定に係る共同行為をしようと ④ 公正取引委員会は、申請に係る共同行為が前二項に規定する要件にでなければ、前2項の認可をしてはならない。 1. 第1項に規定する事態を克服するため必要な程度をこえていない 2. 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこ 3. 不当に差別的でないこと。 4. その共同行為に参加し、又はその共同行為から脱退することを不 ⑤ 公正取引委員会は、第2項若しくは第3項の認可の申請があった場は第2項若しくは第3項に掲げる認可について、第66条第1項の規を附してその旨を公表しなければならない。 ⑥ 第2項又は第3項の認可を受けて共同行為をする生産業者等は、当正取引委員会に届け出なければならない。 ⑦ 第2項又は第3項の認可に対して不服がある利害関係人は、認可がもって、公正取引委員会に不服の申立をすることができる。 ⑧ 公正取引委員会は、前項の不服の申立があったときは、公正取引委って決定をし、これを申立人に文書をもって通知しなければならない ⑨ 公正取引委員会は第2項又は第3項の認可をし、又はその申請を却主務大臣に協議しなければならない。第2項又は第3項に掲げる認可するときも、同様とする。

制限することが著しく困難
限に係る共同行為のみをも
服することが著しく困難な
同行為とともにする場合に限

による共同行為のみをもっ
ることが困難な場合におい
為の目的を補完するため、
うとするときは、新たに認
めることとする。
手続は、現行法の認可制を
迅速を期するため、その共
数量、販売数量又は設備の
、且つ、その期間が3月を
は、これを20日の期限付
こととする。

買取機関の設置等特定の共同行為については、他の共同行為をもってしては事態を克服することは困難であるときに限りすることができることとする。

2. 販売業者についても、生産業者が共同行為を行っている場合においてその共同行為をもってしては前項に規定する事態を克服することが困難である場合には、主務大臣の認可を受けて、かかる事態を克服するため必要な共同行為をすることができることとする。

3. 主務官庁は、前2項に規定する共同行為のうち、その内容が当該商品の生産もしくは出荷の数量又は当該商品を生産する設備を制限するものであり、かつその期間が3月を超えないものについては、20日以内に認可又は不認可の処分をしなければならないこととする。

③ 生産業者等は第1項に規定する場合であって、技術的理由により当該事業に係る商品の生産数量を制限することが、著しく困難である場合において、対価の決定に係る共同行為をしようとするときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、あらかじめ、公正取引委員会の認可を受けることができる。
前項の認可を受けて共同行為をした後において、同項に規定する事態を克服することが著しく困難である場合において、前項に規定する共同行為とともに対価の決定に係る共同行為をしようとするときも、同様とする。

④ 公正取引委員会は、申請に係る共同行為が前二項に規定する要件に適合し、且つその共同行為が左の各号に該当する場合でなければ、前2項の認可をしてはならない。

1. 第1項に規定する事態を克服するため必要な程度をこえていないこと。
2. 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。
3. 不当に差別的でないこと。
4. その共同行為に参加し、又はその共同行為から脱退することを不当に制限しないこと。

⑤ 公正取引委員会は、第2項若しくは第3項の認可の申請があった場合において、当該申請を認可し、若しくは却下し、又は第2項若しくは第3項に掲げる認可について、第66条第1項の規定による処分をしたときは、遅滞なく当該処分の理由を附してその旨を公表しなければならない。

⑥ 第2項又は第3項の認可を受けて共同行為をする生産業者等は、当該共同行為を廃止したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

⑦ 第2項又は第3項の認可に対して不服がある利害関係人は、認可があった日から30日以内に、その旨を記載した書面をもって、公正取引委員会に不服の申立をすることができる。

⑧ 公正取引委員会は、前項の不服の申立があったときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、公開による聴聞を行って決定をし、これを申立人に文書をもって通知しなければならない。

⑨ 公正取引委員会は第2項又は第3項の認可をし、又はその申請を却下しようとするときは、あらかじめ、当該事業に係る主務大臣に協議しなければならない。第2項又は第3項に掲げる認可について第66条第1項の規定による処分をしようとするときも、同様とする。

案　要　綱　（通

売業者は、事業の合理化
合には、主務官庁に3の
の制限（共同行為参加者
いもの）、保管若しくは
若しくは廃物の利用に係
とする。
業の合理化を遂行するた

4. 合理化カルテル

答申	東商意見	法案要綱（公取）	法案要綱（通産省）	
(1) 品質の制限，規格の統一，保管，運送施設の利用，副産物，くず等主として現行法に規定する共同行為は，これによる弊害も少いので，事前届出制により認めうることとする。 (2) 右の外特に必要がある場合には，専門生産のための生産分野協定，原材料の購入に係る協定，過剰設備の処理に関する協定，買取機関の設置の如き，産業合理化のための共同行為を新たに認可制により認めうることとする。 (3) 二重投資，過剰投資の弊を防止し，国民経済の安定的発展を図るため特に必要がある場合には，設備の新増設の調整を内容とする共同行為を新たに認可制により認めうることとする。 (4) 輸出振興上特に必要であって，他の方法によっては	（一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるカルテルは禁止するが，公益上の必要あるものはこれを認めることとする。このため， (イ) 次のカルテルは，法定の要件に合致する限り当然に公益上必要あるものとして認可を要しない。） （a、不況カルテル — 投資調整，過剰設備予防のための共同行為をも認める） b、合理化カルテル 現行法の要件を緩和し，特に原材料の共同購入のための共同行為を認め，かつ合理化のため必要な専門生産または集中生産のための生産分野協定および投資調整を認める趣旨をあきらかにする。 c、需給安定カルテル 基礎物資，供給の弾力性が小さな物資，価格もしくは需給の変動しやすい国際商品で公正取引委員会の指定したものに関する需給安定のため必要な共同行為を認める。 （d、公正取引秩序確立のためのカルテル (ロ) (イ)に掲げたもの以外のカルテルも公益上の必要があるものは公正取引委員会の認可をえたときはこれを認める。	1. 生産業者又は販売業者が事業の合理化を遂行するため特に必要がある場合において，技術の制限，品種の制限（共同行為に参加している者相互間において，その制限内容の異なるものを除く。）保管若しくは運送の施設の利用又は副産物，くず若しくは廃物の利用に係る共同行為をしようとするときは，生産業者については現行法の認可制に代えて販売業者については新たに30日の事前届出制によりこれを認めることとする。 2. 生産業者が事業の合理化を遂行するため特に必要がある場合には，品種の制限，過剰設備の処理，設備の制限，販売又は購入の制限その他政令で定める事項に係る共同行為をしようとするときは，新たに認可制により，これを認めることとする。 （この場合において (イ) 品種別生産数量の制限に係る共同行為は品種の制限を実施することが困難である場合においてその共同行為とともにする場合に限り，(ロ)販売方法又は購入方法の制限に係る共同行為については，独占的買取機関又は独占的販路協定でないものに限り，(ハ)販売数量又は販売価格の制限に係る共同行為については，供給の弾力性が乏しい商品又は価格の変動が著しい商品についてす	1. 生産業者又は販売業者は，事業の合理化を遂行するために特に必要がある場合には，主務官庁に30日前に届け出て，技術の制限，品種の制限（共同行為参加者相互間において制限の内容が異らないもの），保管若しくは運送の施設の利用又は副産物，くず若しくは廃物の利用に係る共同行為をすることができることとする。 2. 生産業者は，事業の合理化を遂行するために特に必要がある場合には，主務官庁の認可を受けて，生産品種の制限，過剰設備の処理，設備の制限，買取機関の設置，購入又は販売の方法の制限その他必要な事項に係る共同行為をすることができることとする。 この場合において (イ) 価格又は数量の制限に係る共同行為をすることができるのは，価格若しくは数量の変動の激しい原材料の購入に関してする場合，又は価格若しくは数量の変動の激しい商品の買取機関の設置と関連して行う場合等特定の場合に限り，(ロ) 買取機関の設置又は販売方法の制限に係る共同行為をすることができるのは，一定の取引分野における取引量の全部又は大部分が一つの者によって占められることとならない場合に限ることとする。 3. 販売業者についても，前項の生産業者が行う共同行為のうち買取機関の設置又は販売方法の制限に係るものについて，その共同行為の円滑な遂行を可能ならしめるためこれに参加することを認めることとする。 4. 原材料の購入に係る共同行為については，その共同行為が当該原材料を生産する事業の健全な発展にも資するものでな	第24条の 改善， 行する 次項の 用した ② 生産 しくは くは通 利用若 公正取 公正取 ③ 公正 する事 当する 1. 2. 3. 4. 5. ④ 前条 はは

意　見	法案要綱（公取）	法案要綱（通産省）	現行法
る競争を実質的に制 テルは禁止するが、 はこれを認めること 法定の要件に合致す 必要あるものとして 投資調整、過剰設備 為をも認める） 和し、特に原材料の 同行為を認め、かつ 専門生産または集中 野協定および投資調 きらかにする。 弾力性が小さな物資、 変動しやすい国際商 の指定したものに関 必要な共同行為を認 のためのカルテル 以外のカルテルも公益 は公正取引委員会の これを認める。	1. 生産業者又は販売業者が事業の合理化を遂行するため特に必要がある場合において、技術の制限、品種の制限（共同行為に参加している者相互間において、その制限内容の異なるものを除く。）保管若しくは運送の施設の利用又は副産物、くず若しくは廃物の利用に係る共同行為をしようとするときは、生産業者については現行法の認可制に代えて販売業者については新たに30日の事前届出制によりこれを認めることとする。 2. 生産業者が事業の合理化を遂行するため特に必要がある場合には、品種の制限、過剰設備の処理、設備の制限、販売又は購入の制限その他政令で定める事項に係る共同行為をしようとするときは、新たに認可制により、これを認めることとする。 （この場合において (イ) 品種別生産数量の制限に係る共同行為は品種の制限を実施することが困難である場合においてその共同行為とともにする場合に限り、(ロ) 販売方法又は購入方法の制限に係る共同行為については、独占的買取機関又は独占的販路協定でないものに限り、(ハ) 販売数量又は販売価格の制限に係る共同行為については、供給の弾力性が乏しい商品又は価格の変動が著しい商品についてす	1. 生産業者又は販売業者は、事業の合理化を遂行するために特に必要がある場合には、主務官庁に30日前に届け出て、技術の制限、品種の制限（共同行為参加者相互間において制限の内容が異らないもの）、保管若しくは運送の施設の利用又は副産物、くず若しくは廃物の利用に係る共同行為をすることができることとする。 2. 生産業者は、事業の合理化を遂行するために特に必要がある場合には、主務官庁の認可を受けて、生産品種の制限、過剰設備の処理、設備の制限、買取機関の設置、購入又は販売の方法の制限その他必要な事項に係る共同行為をすることができることとする。 この場合において (イ) 価格又は数量の制限に係る共同行為をすることができるのは、価格若しくは数量の変動の激しい原材料の購入に関してする場合、又は価格若しくは数量の変動の激しい商品の買取機関の設置と関連して行う場合等特定の場合に限り、(ロ) 買取機関の設置又は販売方法の制限に係る共同行為をすることができるのは、一定の取引分野における取引量の全部又は大部分が一つの者によって占められることとならない場合に限ることとする。 3. 販売業者についても、前項の生産業者が行う共同行為のうち買取機関の設置又は販売方法の制限に係るものについて、その共同行為の円滑な遂行を可能ならしめるためこれに参加することを認めることとする。 4. 原材料の購入に係る共同行為については、その共同行為が当該原材料を生産する事業の健全な発展にも資するものでな	第24条の4 ① この法律の規定は、技術の向上、品質の改善、原価の引下、能率の増進、その他企業の合理化を遂行するため特に必要がある場合において、生産業者等が次項の認可を受けてする共同行為については、これを適用しない。 ② 生産業者等は、前項に規定する場合において、技術もしくは生産品種の制限、原材料若しくは製品の保管若しくは運送の施設の利用又は副産物、くず若しくは廃物の利用若しくは購入に係る共同行為をしようとするときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、あらかじめ、公正取引委員会の認可を受けることができる。 ③ 公正取引委員会は、申請に係る共同行為が前項に規定する要件に適合し、且つ、その共同行為が左の各号に該当する場合でなければ、前項の認可をしてはならない。 1. 需要者の利益を害するおそれがないこと。 2. 一般消費者及び関連事業者（需要者たる者を除く）の利益を不当に害するおそれがないこと。 3. 不当に差別的でないこと。 4. その共同行為に参加し、又はその共同行為から脱退することを不当に制限しないこと。 5. 共同行為に参加している者相互間において生産品種の制限の内容が異なる場合においては、特定の品種の生産を不当に特定の事業者に集中するものでないこと。 ④ 前条第1項但書及び同条第5項から第9項までの規定

入に係る協定，過剰設備の処理に関する協定，買取機関の設置の如き，産業合理化のための共同行為を新たに認可制により認めうることとする。

(3) 二重投資，過剰投資の弊を防止し，国民経済の安定的発展を図るため特に必要がある場合には，設備の新増設の調整を内容とする共同行為を新たに認可制により認めうることとする。

(4) 輸出振興上特に必要であって，他の方法によってはその効果を確保することができない場合には，特定の商品についての共同行為を認可制により認めうることとする。

現行法の要件を緩和し，特に原材料の共同購入のための共同行為を認め，かつ合理化のため必要な専門生産または集中生産のための生産分野協定および投資調整を認める趣旨をあきらかにする。

c. 需給安定カルテル

基礎物資，供給の弾力性が小さな物資，価格もしくは需給の変動しやすい国際商品で公正取引委員会の指定したものに関する需給安定のため必要な共同行為を認める。

（d. 公正取引秩序確立のためのカルテル

(ロ) (イ)に掲げたもの以外のカルテルも公益上の必要があるものは公正取引委員会の認可をえたときはこれを認める。

(ハ) (ロ)により認可を受けた場合のほか共同行為は一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるものといなとを問わず，影響軽微のものを除くほかすべて公正取引委員会に届出るものとする。）

2. 生産業者が事業の合理化を遂行するため特に必要がある場合には，品種の制限，過剰設備の処理，設備の制限，販売又は購入の制限その他政令で定める事項に係る共同行為をしようとするときは，新たに認可制により，これを認めることとする。

（この場合において (イ) 品種別生産数量の制限に係る共同行為は品種の制限を実施することが困難である場合においてその共同行為とともにする場合に限り，(ロ)販売方法又は購入方法の制限に係る共同行為については，独占的買取機関又は独占的販路協定でないものに限り，(ハ)販売数量又は販売価格の制限に係る共同行為については，供給の弾力性が乏しい商品又は価格の変動が著しい商品についてする場合であり，且つ独占的でない買取機関に附随する場合に限り (ニ)原材料の購入数量又は購入価格の制限に係る共同行為については，供給の弾力性が乏しい原材料又は価格の変動が著しい原材料についてする場合であり，且つ，当該原材料の生産業者の利益にも資する場合に限ることとする。）

できることとする。

この場合において (イ) 価格又は数量の制限に係る共同行為をすることができるのは，価格若しくは数量の変動の激しい原材料の購入に関してする場合，又は価格若しくは数量の変動の激しい商品の買取機関の設置と関連して行う場合等特定の場合に限り，(ロ) 買取機関の設置又は販売方法の制限に係る共同行為をすることができるのは，一定の取引分野における取引量の全部又は大部分が一つの者によって占められることとならない場合に限ることとする。

3. 販売業者についても，前項の生産業者が行う共同行為のうち買取機関の設置又は販売方法の制限に係るものについて，その共同行為の円滑な遂行を可能ならしめるためこれに参加することを認めることとする。

4. 原材料の購入に係る共同行為については，その共同行為が当該原材料を生産する事業の健全な発展にも資するものでなければならないものとし，主務官庁は共同行為を認可しようとするときは，原材料を生産する事業の主務大臣の意見を聞くものとする。

公正

③ 公

する

当す

1.

2.

3.

4.

5.

④ 前

は

和し，特に原材料の
同行為を認め，かつ
専門生産または集中
評協定および投資調
きらかにする。

弾力性が小さな物資
変動しやすい国際商
の指定したものに関
必要な共同行為を認

のためのカルテル
外のカルテルも公益
は公正取引委員会の
れを認める。
けた場合のほか共同
野における競争を実
となるものといなと
のものを除くほかす
に届出るものとする。)

2. 生産業者が事業の合理化を遂行するため特に必要がある場合には，品種の制限，過剰設備の処理，設備の制限，販売又は購入の制限その他政令で定める事項に係る共同行為をしようとするときは，新たに認可制により，これを認めることとする。

（この場合において (イ) 品種別生産数量の制限に係る共同行為は品種の制限を実施することが困難である場合においてその共同行為とともにする場合に限り，(ロ) 販売方法又は購入方法の制限に係る共同行為については，独占的買取機関又は独占的販路協定でないものに限り，(ハ) 販売数量又は販売価格の制限に係る共同行為については，供給の弾力性が乏しい商品又は価格の変動が著しい商品についてする場合であり，且つ独占的でない買取機関に附随する場合に限り (ニ) 原材料の購入数量又は購入価格の制限に係る共同行為については，供給の弾力性が乏しい原材料又は価格の変動が著しい原材料についてする場合であり，且つ，当該原材料の生産業者の利益にも資する場合に限ることとする。）

できることとする。

この場合において (イ) 価格又は数量の制限に係る共同行為をすることができるのは，価格若しくは数量の変動の激しい原材料の購入に関してする場合，又は価格若しくは数量の変動の激しい商品の買取機関の設置と関連して行う場合等特定の場合に限り，(ロ) 買取機関の設置又は販売方法の制限に係る共同行為をすることができるのは，一定の取引分野における取引量の全部又は大部分が一つの者によって占められることとならない場合に限ることとする。

3. 販売業者についても，前項の生産業者が行う共同行為のうち買取機関の設置又は販売方法の制限に係るものについて，その共同行為の円滑な遂行を可能ならしめるためこれに参加することを認めることとする。

4. 原材料の購入に係る共同行為については，その共同行為が当該原材料を生産する事業の健全な発展にも資するものでなければならないものとし，主務官庁は共同行為を認可しようとするときは，原材料を生産する事業の主務大臣の意見を聞くものとする。

公正取引委員会の認可を受けることができる。

③ 公正取引委員会は，申請に係る共同行為が前項に規定する要件に適合し，且つ，その共同行為が左の各号に該当する場合でなければ，前項の認可をしてはならない。

1. 需要者の利益を害するおそれがないこと。
2. 一般消費者及び関連事業者（需要者たる者を除く）の利益を不当に害するおそれがないこと。
3. 不当に差別的でないこと。
4. その共同行為に参加し，又はその共同行為から脱退することを不当に制限しないこと。
5. 共同行為に参加している者相互間において生産品種の制限の内容が異なる場合においては，特定の品種の生産を不当に特定の事業者に集中するものでないこと。

④ 前条第1項但書及び同条第5項から第9項までの規定は，第2項の共同行為についてこれを準用する。

5. 公正取引委

答	取)	同 (通産省)	現行法
(1) 本法運用特にカルテ公正な取引と不整を整える会及び同事取引を拡充整備員等独占	法特と不うる取引員等独占	言及せず	(略)
(2) 本法規定については、それが、を十て適切に処参与識者の意見。めの組織を			

5. 公正取引委員会の組織と運営

答申	東商意見	法案要綱（公取）	同（通産省）	現行法
(1) 本法運用の適正円滑化を図り、特にカルテル等による弊害と不公正な取引を徹に排除しうる態勢を整えるため、公正取引委員会及び同事務局の機構、人員等を拡充整備するものとする。 (2) 本法規定の重要問題に関しては、それが経済の実態に即応して適切に処理されるよう民間有識者の意見を充分に聴取するための組織を確立するものとする。	公正取引委員会の機構を拡充強化して法運用の適正円滑化をはかり、かつカルテル等の弊害を速やかに排除しうる態勢を整える。なお規制の制定、独占禁止法の発動等公正取引委員会の適正な運用に資するため、同委員会内に学識経験者及び各界代表者からなる諮問機関を設ける。また、法運用に当っては中小企業者に対する指導面について特に配意する。	実体規定の改正に伴い、法運用の適正円滑化を図り、特にカルテル等による弊害と不公正な取引方法を排除しうる態勢を整えるため、公正取引委員会事務局の機構、人員等を拡充整備するとともに、独占禁止法に関する重要施策について、民間有識者の意見を十分に反映させるため新に参与制度を設けることとする。	言及せず	（略）

6 その他

答申	法案要綱（通産省）
特になし	（その他） 認可の取消、変更その他手続的事項について所要の修正を行うこととする。 （中小企業団体の組織に関する法律の改正） 1 商工組合の調整事業について、現在の限定的列挙を改め、あらゆる調整事業を行いうるものとする。 2 主務大臣が調整規程等の認可の申請を受理してから認可または不認可の通知を発しなければならない期間を「2月」から「1月」に短縮するものとすること。

6 その他

答申	東商意見	法案要綱（公取）	法案要綱（通産省）
特になし	㋑ 法定の要件に合致する限り当然に公益上必要あるもの …… a 不況カルテル b 合理化カルテル c 需給安定カルテル d 公正取引秩序確立のためのカルテル …… 届出 ㋺ ㋑以外のカルテルでも公益上の必要があるもの …… 認可 ㋩ ㋺以外の共同行為 …… 届出	（共同行為の公表） 共同行為の公表に関する規定を整備し、左に掲げる場合には、共同行為について告示するものとする。 1. 届出又は認可の申請を受理したとき。 2. 届出に係る共同行為が効力を生じたとき若しくはその共同行為の変更を命じ若しくはその締結を禁止したとき、又は共同行為を認可し若しくは不認可の処分をしたとき。 3. 共同行為の変更を命じ、又は取り消したとき。 （共同行為に関する手続規定の整備） (1) 認可又は不認可の処分は、行政処分をもって行うこととし、現行才65条才1項（認可申請の却下）の規定は削除する。 (2) 共同行為に関する処分について不服がある利害関係人は、処分のあった日から30日以内に不服の申立ができることとし、当該不服の申立について処分をしようとするときは、審決によるものとする。 (3) 届出をし、又は認可を受けて実施している共同行為を取り消し又は変更を命令するときは、行政処分をもってすることとする。	（その他） 認可の取消、変更その他手続的事項について所要の修正を行うこととする。 （中小企業団体の組織に関する法律の改正） 1. 商工組合の調整事業について、現在の限定的列挙を改め、あらゆる調整事業を行いうるものとする。 2. 主務大臣が調整規程等の認可の申請を受理してから認可または不認可の通知を発しなければならない期間を「2月」から「1月」に短縮するものとすること。